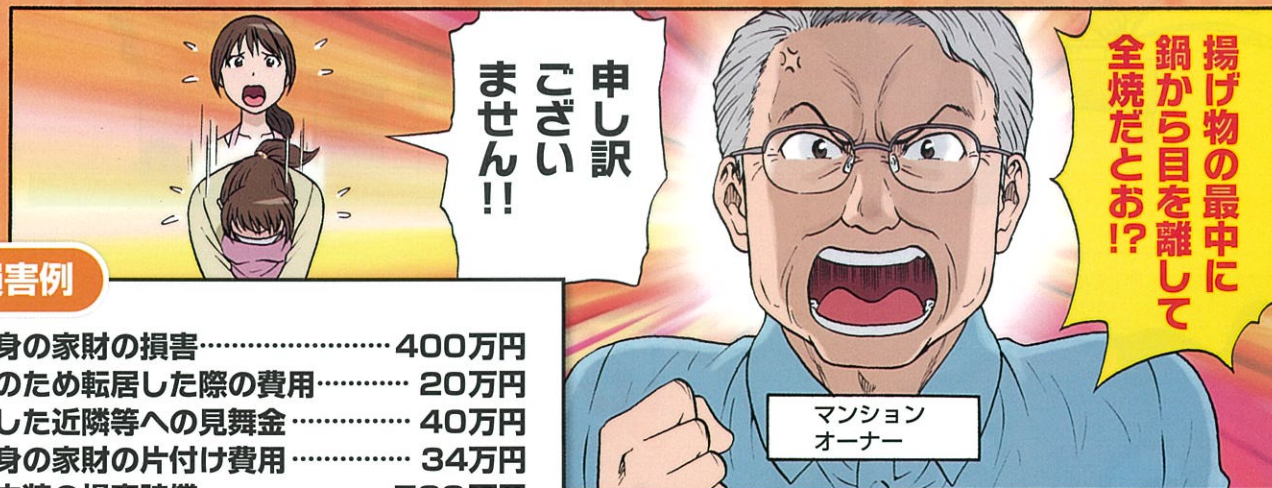
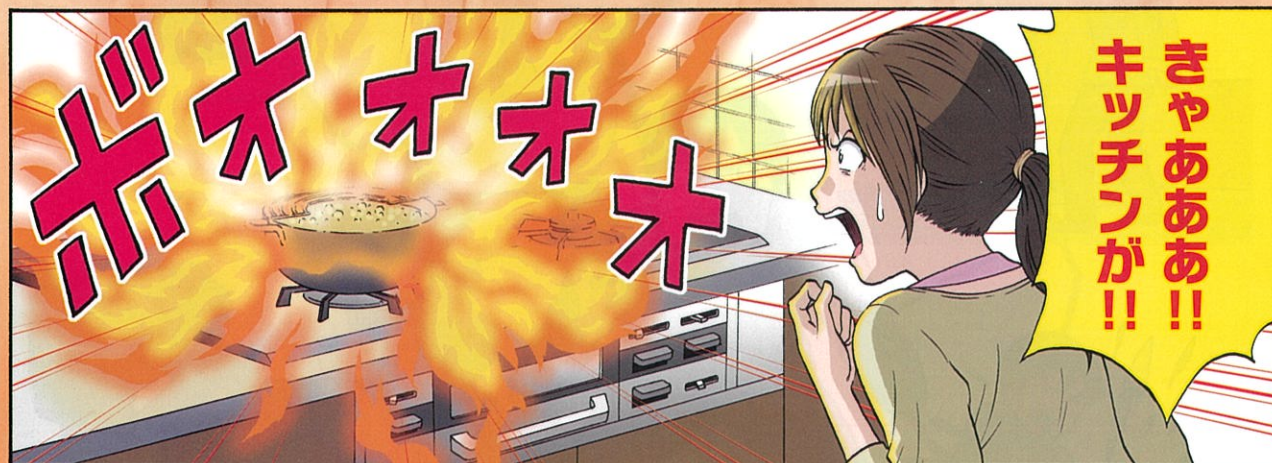
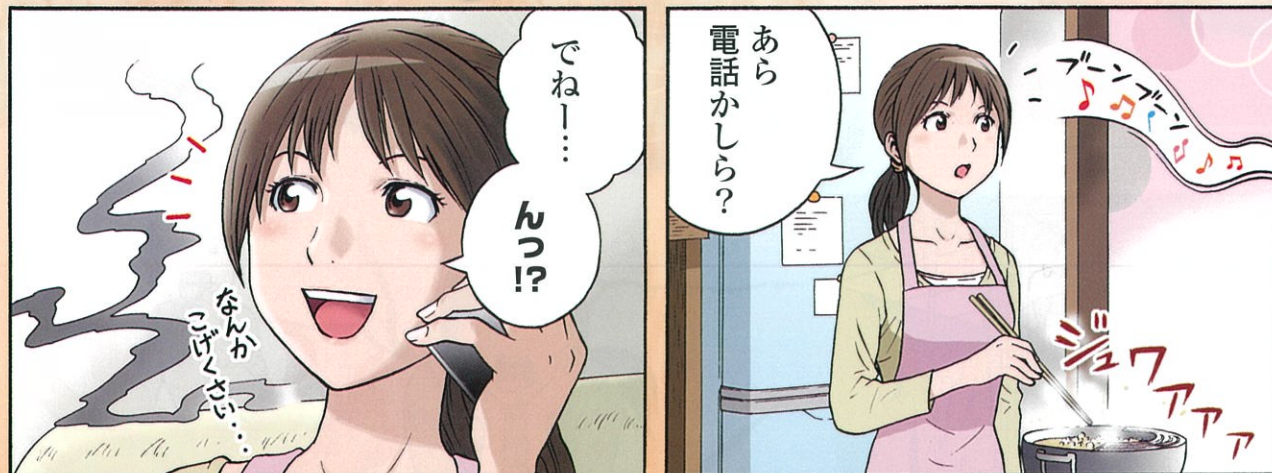


火事になったら大損害!

お部屋と家財に大きな被害が!

△こちらからスタート!



損害例

ご自身の家財の損害	400万円
事故のため転居した際の費用	20万円
被災した近隣等への見舞金	40万円
ご自身の家財の片付け費用	34万円
自室内装の損害賠償	722万円

損害額合計 1,216万円!!

保険でお支払いしました!



豆知識 ～火災で被害を受けたら～

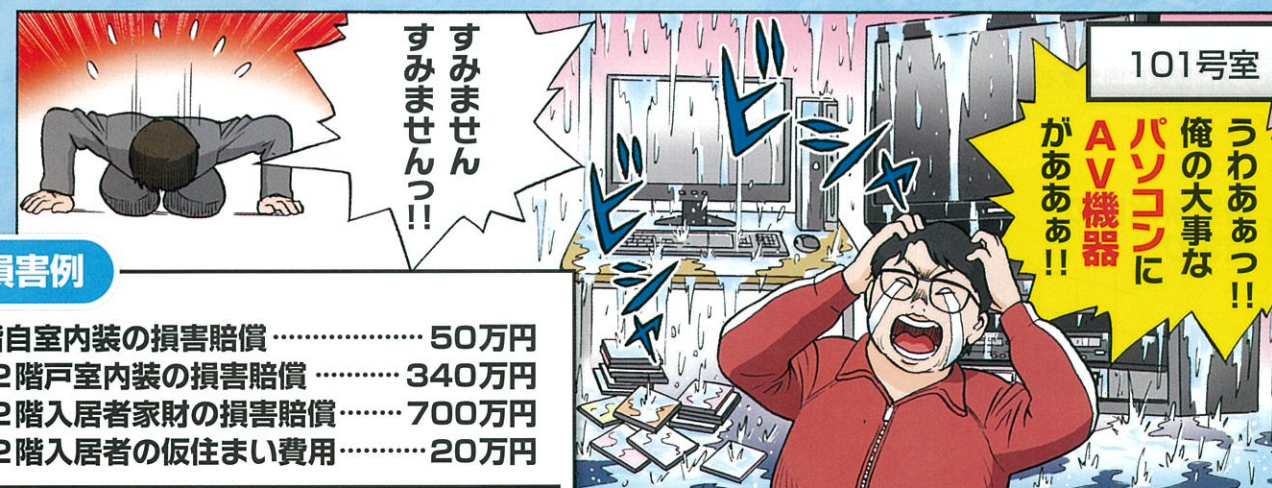
他人の失火*によるもらい火で、ご自身の家財に被害を受けた場合は、失火責任法という法律により相手から損害賠償を受けることができません。その場合、ご自身の家財の保険で保障を受ける必要があります。

※故意や重大な過失の場合は失火責任法の適用はありません。

水漏れしたら大迷惑!

高額の損害賠償請求が!

△こちらからスタート!



損害例

3階自室内装の損害賠償	50万円
1・2階戸室内装の損害賠償	340万円
1・2階入居者家財の損害賠償	700万円
1・2階入居者の仮住まい費用	20万円

損害額合計 1,110万円!!

保険でお支払いしました!



豆知識 ～水漏れで被害を受けたら～

他人の水漏れによりご自身の家財が被害を受けた場合の損害賠償は、被害家財の時価額*が限度となるため、同様の物を買直しすることができません。その場合はご自身の家財の保険で不足分の保障を受ける必要があります。

※家財の使用損耗分(償却分)を除いた事故時の評価額です。